

選挙

問 選挙管理委員会事務局(総務課内)
☎ 2 8 2 - 1 1 1 1

身近な統一地方選挙

4月 は、4年に一度の統一地方選挙が執行されます。

選挙の期日は、熊本県議会議員選挙が4月10日㊤に、御船町長・御船町議会議員選挙が4月24日㊤に、投票が行われます。

今回は、皆さんにとっても身近な、熊本県、そして御船町の選挙です。皆さんの暮らしを真剣に考え、明日の元気な古里を決める大切な選挙でもあります。

皆さんの一票に思いを込めて、棄権せずに、必ず投票をしてください。

期日前でも投票ができます

選挙当日に、▽仕事▽学業▽地域行事▽冠婚葬祭▽旅行▽病氣などで投票へ行けない人は、期日前に投票を済ませることができます。

期日前投票の期間は、熊本県議会議員選挙と、御船町長・御船町議会議員選挙でそれぞれ違います。

▼時間 午前8時30分～午後8時

▼場所 役場1階第一会議室

▼持っていくもの 入場券

病院や施設で投票ができます

県の指定を受けている病院や老人ホームなどの施設に、入院・入所している人は、施設の長に申し出ることで、その施設で不在者投票を済ませることができます。

また、身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人(障害の種類、程度に要件あり)、要介護5の介護保険認定をお持ちの人は郵便での不在者投票ができます。その際、町選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付が必要となります。

▼請求期限 ▽熊本県議会議員選挙が4月6日㊤▽御船町長・御船町議会議員選挙が4月20日㊤

選挙 4月 は、熊本県議会議員と御船町長・御船町議会議員の統一地方選挙が執行されます。

▶選挙の種類

選挙名	御船町長 御船町議会議員	熊本県議会議員
選 挙 の 容 内	御船町に暮らす住民が二元代表制である、町長と議会議員を決める選挙です。御船町の町長1人と、御船町議会議員の定数16人を投票で決めます。	県内22選挙区から、定数49人の県議会議員を決める選挙です。上益城郡では、御船、益城、嘉島、甲佐、山都の5町から、定数2人を投票で決めます。

投票ができる人	① 選挙人名簿に登録された20歳以上の日本人 ② 投票日に住民票のある人 ③ 告示日の前日を基準として、御船町に住民票が引き続き3か月以上ある人	※ 選挙人名簿に登録された人でも投票前に町外へ転出した人は投票できません ※ 選挙人名簿に登録された人でも投票前に県外へ転出した人は投票できません
---------	---	--

選挙の日	4月19日〔火〕	4月1日〔金〕
期日と不在者票	4月20日〔水〕 ～ 4月23日〔土〕	4月2日〔土〕 ～ 4月9日〔土〕
投票日	4月24日〔日〕	4月10日〔日〕

告示日から選挙戦がスタート
ルールを守りフェアな選挙を



御船町選挙管理委員会事務局
山田 雅美 書記

今回は、御船町民の代表者を決める最も身近な、町長と町議会議員の選挙があります。

告示日に届出を済ませた立候補者から順に、選挙運動が開始されます。お願いしたいことは、立候補をする以上は、公職選挙法に違反しない選挙戦が求められます。違反が生じれば、立候補者や応援する関係者に不幸な事態を招くばかりでなく、私たちが愛する「御船町」にも大きな損傷を与える可能性があります。

立候補者は、まちをどのようにしたいのかを主義主張し、信念を持って、選挙人の自由な意思で公明な選挙環境を与えることが必要です。

スポーツにもルールがあります。立候補者、そして応援する人は、公職選挙法を守り、町民に信頼されるフェアな選挙戦を望んでいます。

高まる関心と選挙の啓発活動
公職選挙法を守った選挙戦を



御船町選挙管理委員会
光永 信一 委員長

御船町で、統一地方選挙の関心は高いと考えられます。選挙管理委員会では、有権者が各投票所へ、安心、安全に投票できるように心がけています。一人でも多くの人に、投票所へ足を運んでいただくために。そこで、町ホームページ、回覧文書、広報車巡回などで啓発活動に力を入れながら、期日前投票や不在者投票の周知も図っていきます。

町長や町議会議員への立候補者は、公職選挙法を順守した選挙活動が大切です。事務局からの説明を十分に聞いて、クリーンな選挙戦を切望します。もしも、公職選挙法に反するような苦情が寄せられた場合には、口頭や文書での注意を促していくことも視野に入れています。

選挙が、公正公平、そして公明で終わることを願っています。

投票所 熊本県議会議員と御船町長・御船町議会議員の投票所は同じです。

▶投票区・時間	▶持っていくもの	入場券
投票区(投票所)	投票地区	投票時間
第1投票所 (御船中学校体育館)	御船地区全域	午前7時～午後8時
第2投票所 (滝尾小学校体育館)	滝尾地区全域 粒麦(水越)	午前7時～午後8時
第3投票所 (水越分館)	水越地区 (粒麦を除く)	午前7時～午後7時
第4投票所 (旧七滝小学校体育館)	七滝地区全域	午前7時～午後7時
第5投票所 (七滝中央小学校体育館)	上野地区全域	午前7時～午後7時
第6投票所 (田代東部分館)	南田代3・4区 上田代、水源	午前7時～午後7時
第7投票所 (浅の藪公民館)	浅の藪	午前7時～午後6時
第8投票所 (間所公民館)	間所	午前7時～午後5時
第9投票所 (北田代公民館)	牧の原、玉来 下山、木戸屋	午前7時～午後6時
第10投票所 (中野公民館)	中野	午前7時～午後5時
第11投票所 (木倉小学校体育館)	木倉地区全域	午前7時～午後8時
第12投票所 (高木小学校体育館)	高木地区全域	午前7時～午後8時
第13投票所 (小坂小学校体育館)	小坂地区全域	午前7時～午後8時

※ご本人の入場券と、投票時間を間違えないようにご注意ください。
※午後9時からスポーツセンターで即日開票を行います。
観覧される人は2階アリーナ席をご利用ください。